

第14回行財政改革調査特別委員会会議記録

日 時 令和4年2月10日(木曜日)
場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午後 2時15分 開議
午後 3時15分 散会

付託事件

(1) 行財政改革に関する事項

1 本日の会議に付した事件

(1) 令和4年度行政組織の見直し(案)について

2 出席委員(25名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	栗 原文 隆 君
委員	滑 川 友 理 君		委員	萩 谷 慎 一 君
委員	土 田 記 代 美 君		委員	田 中 真 己 君
委員	中 庭 次 男 君		委員	佐 藤 昭 雄 君
委員	綿 引 健 君		委員	木 本 信 太 郎 君
委員	後 藤 通 子 君		委員	森 正 慶 君
委員	鈴 木 宣 子 君		委員	黒 木 勇 君
委員	高 倉 富 士 男 君		委員	飯 田 正 美 君
委員	小 泉 康 二 君		委員	大 津 亮 一 君
委員	渡 辺 政 明 君		委員	袴 塚 孝 雄 君
委員	五 十 嵐 博 君		委員	小 川 勝 夫 君
委員	田 口 米 藏 君		委員	松 本 勝 久 君
委員	福 島 辰 三 君			

3 欠席委員(2名)

委員	田 口 文 明 君	委員	内 藤 丈 男 君
----	-----------	----	-----------

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君	副市長	秋 葉 宗 志 君
市長公室長	小 田 木 健 治 君	政策企画課長	宮 川 孝 光 君
情報政策課長	北 條 佳 孝 君		
総務部長	園 部 孝 雄 君	行政経営課長	熊 田 泰 瑞 君
人事課長	安 里 裕 行 君		

財 務 部 長	白 田 敏 範 君	財 務 部 參 事 長 兼 財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君
市 民 協 働 部 長	川 上 幸 一 君		
生 活 環 境 部 長	佐 藤 則 行 君		
福 祉 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	横 須 賀 好 洋 君	福 祉 部 副 部 長 兼 福 祉 事 務 所 副 所 長	田 中 誠 一 君
福 祉 事 務 所 參 事 兼 子 ども 課 長	柴 崎 佳 子 君	福 祉 総 務 課 長	堀 江 博 之 君
障 害 福 祉 課 長	平 澤 健 一 君		
保 健 医 療 部 長	大 曾 根 明 子 君	保 健 医 療 部 副 部 長	小 林 秀 一 郎 君
保 健 総 務 課 長	三 宅 陽 子 君	地 域 保 健 課 長	野 口 奈 津 子 君
産 業 経 済 部 長	鈴 木 吉 昭 君		
建 設 部 長	渡 邊 雅 之 君		
都 市 計 画 部 長	加 藤 久 人 君	都 市 計 画 部 技 監 兼 市 街 地 整 備 課 長	木 村 勤 君
消 防 局 長	小 泉 直 紀 君		
上 下 水 道 事 業 管 理 者	荒 井 幸 君	水 道 部 長	伊 藤 俊 夫 君
下 水 道 部 長	坏 貴 之 君		
教 育 長	志 田 晴 美 君	教 育 部 長	増 子 孝 伸 君
教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 參 事	菊 池 浩 康 君	教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 部 參 事 兼 教 育 企 画 課 長	三 宅 修 君
幼 児 教 育 課 長	松 本 崇 君	学 校 施 設 課 長	和 田 英 嗣 君
放 課 後 児 童 課 長	大 和 敦 子 君		
6 事 務 局 職 員 出 席 者			
事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君
議 事 課 長	大 嶋 実 君	議 事 係 長	武 井 俊 夫 君
書 記	武 田 侑 未 子 君	書 記	昆 節 夫 君

午後 2時15分 開議

○安藏委員長 それでは、引き続き、御苦労さまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第14回行財政改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、田口文明議員、内藤丈男議員がそれぞれ所用のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、早速これより議事に入ります。

初めに、12月24日の当委員会で請求しました資料につきましては、本日執行部から提出を受けておりますので、順次、説明を願います。

最初に、熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 前回の本委員会におきまして、こども部の設置について説明をさせていただきましたが、全体が分かりにくかったため、全体の組織図の資料請求がございました。

特別委員会資料①-1が令和4年度、それから、①-2が令和3年度の行政組織図でございます。

その中で、赤い字で記載しておりますところが、こども部に関係するところでございます。また、青い字で記載しておりますところは、後ほど説明させていただきますが、こども部以外での改正に関係するところでございます。また、組織図中の括弧書きの数字は、それぞれの組織に配置する職員の数を示してございます。

次に、特別委員会資料②を御覧ください。

こちらは、こども部を設置するに当たり、現行の組織において、職員や所管事務がどのように再編されるかを表した図になります。左側が現行の令和3年度、右側が令和4年度を表してございます。

また、こども部のうち、右側の令和4年度で、こども政策課、子育て支援課、幼児保育課と3課ございますが、こども政策課に関係するところを青色、子育て支援課に関係するところを緑色、幼児保育課に関係するところをベージュ色としております。

これによりまして、令和3年度の列を御覧いただきたいと思いますが、こども政策課の関係する青色でございますが、現行の福祉部子ども課子育て支援係と、教育委員会放課後児童課、これらが該当いたしまして、これらを再編したものがこども政策課ということでございます。

また、緑色の部分でございますが、子育て支援課に関係するものですが、こちらは主に現行の福祉部障害福祉課子ども発達支援センターの部分と、それから子ども課相談係、それから保健医療部地域保健課母子保健係の部分、これらが緑色になってございますが、これらを再編したものが子育て支援課となっております。

それから、ベージュ色の部分については、幼児教育課のほうがベージュ色となっておりますとおり、幼児保育課につきまして、主に現行の幼児教育課を再編したものであることがお分かりいただけるかと存じます。

御請求のありました資料の説明は以上でございます。

○安藏委員長 続きまして、松本幼児教育課長。

○松本幼児教育課長 先日開催された特別委員会において御質問のありました幼児教育課のこども部への移管と、移管後の教育委員会との関わりについて、お答えいたします。

本市では、平成24年度に保健福祉部子ども課が所管していた保育所に関する業務を教育委員会幼児教育課に移管し、幼稚園、保育所の申込窓口の一元化をはじめ、幼稚園、保育所から小学校への円滑な接続ができるよう、教育的視点に立った幼稚園、保育所共通の教育・保育カリキュラムの作成等を行ってまいりました。

このたび、子育てに関する様々な課題に総合的に対応するため、子育て支援に係る業務を一元化したこども部を設置するとともに、幼稚園に関する業務を教育委員会からこども部に移管してまいりたいと考えておりますが、移管後もこれまでどおり、英語指導主事が幼稚園、保育所を訪れ英語遊びを行ってまいりますとともに、小学校への円滑な接続に向け、総合教育研究所の指導主事が幼稚園、保育所を定期的に訪問し、専門的な立場から指導、助言を行うなど、引き続き、こども部と教育委員会が連携し、質の高い幼児教育の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 こども発達支援センター及び分室につきまして、御説明をさせていただきます。

行財政改革調査特別委員会資料②を御覧いただきたいと存じます。

令和4年度の欄、緑の部分でございますが、子育て支援課の部分をお覧いただきたいと存じます。

こども発達支援センター及び分室におきましては、発達に不安のある就学前の子どもとその保護者を対象として、相談支援、療育指導、個別の言語指導などを行っております。

3歳児まではこども発達支援センターにおいて、4・5歳児は4か所のこども発達支援センター分室において支援を実施しております。これによりまして、ゼロ歳から5歳児まで切れ目のない就学前の療育指導を実施しております。

指導を担当する職員は、社会福祉士、言語聴覚士、臨床心理士、保育士などの専門スタッフを配置しております。こども発達支援センター及び分室につきましては、こども部子育て支援課に属することになります。子育て支援課には、現在の子ども課より相談係が、保健所から母子保健係が配置されることとなります。

事業の一部抜粋でございますが、相談係におきましては、家庭児童相談やDV、女性相談など、子どもや保護者の相談に応じて、関係機関の紹介等の情報提供、助言などを行います。また、母子保健係におきましては、産前産後支援センターの運営や乳幼児健診等の業務を担当することとなります。産前産後から子育て期を通して、切れ目のない、はざまの生じない継続的な支援を提供できる体制を取っているところでございます。

こども部子育て支援課として、こども発達支援センター及び分室が相談係、母子保健係と同じ組織になることで、不安を抱えた保護者からの相談や、母子保健係が担当しております1歳児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診等において、発達に不安のある児童に対する支援をこれまで以上に連携して取り組むことができると考えております。

これによりまして、就学へ向けて円滑な移行を図るなど、切れ目ない支援をこれまで以上に充実させていくことが可能になると考えているところでございます。

以上でございます。

○安藏委員長 それでは、ただいま執行部から説明がありました内容につきまして、御質問等がございましたら発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 恐れ入ります。ありがとうございました。

こども部が新たに創設されて、幼児教育をはじめ、子どもに関する様々な行政施策が円滑にいくというようなことでおつくりになったわけでありますが、幼稚園についてちょっとお伺いします。

こども部ができて、幼稚園もこども部のほうに移管をされてということではありますが、ここに幼稚園及び幼稚園型認定こども園に関する管理事務は、こども部において補助執行するというのがございます。一方、任命権は教育委員会にあるんだけど、管理運営はこども部だよということだよ。そうすると、こども部にいる幼稚園の先生方は、任命権者じゃない人が管理をするわけです。

この弊害というのは、以前に公民館から市民センターになったときに、市民センター長が市民生活課に移管されたために、生涯学習における機能が、ほとんど市民センターの所長さんから受けられない、こういう過去の事例があるわけです。それで、併任発令をお願いしたということがあるんですけども、厚生労働省と文部科学省の問題があるんで、そこはちょっと、どういうふうになるのか分かりませんが、この組織だと、非常にその辺、例えば給与は教育委員会が予算計上しよう、支払いはこども部が使うんですよと、こういうふうな形に恐らくなるんだと思うんです。これについての考え方をちょっとお聞かせいただきたい。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まさに袴塚委員のおっしゃるとおりの形態での運用ということになります。

そちらについては、いずれにしても、これまでの幼稚園、幼児教育という部分の中での幼児教育の継続というところでは、引き続き教育委員会との連携という部分を継続していくことを前提にして、この案を継続してございますので、そういったところでの管理についても、引き続き教育委員会と連携を取りながら進めていきたいということで考えてございます。

○安藏委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、幼稚園における教育は、こども部が管理運営するんですよね。そうですね。政策はどうなんですか。幼稚園を所管する教育委員会が政策をつくるんですか。そうじゃないとおかしいよね、逆に言えばね。その場合に、うまくマッチングするんでしょうかということ、要は。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まさに袴塚委員のおっしゃるとおり、いわゆる幼児教育のプログラムといったところについては、やはり総合教育研究所と今連携して、保育所あるいは幼稚園の統一プログラムのほうを運営してございますが、そちらについては引き続き、やはり総合教育研究所の力を借りながら連携していくというところで、その部分は、これまでの実績、経験をきちんと継承していく必要がありますので、その部分の実質的な運営自体は変えないで進めていきたいと考えてございます。

○安藏委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 考え方は素晴らしいんだと思うんです。ただ、役所というのは、民間と違って縦社会なんですよ。縦割りなんです。何を頼んでも、課が一つ違うと、そこはうちは関係ありませんよと言って、市民の方々のいろんなクレームも全て、そういう処理をされている皆さん方なんです。

そういうときに、例えば、子どもに対する様々な手厚いことをやりましょうよというときに、今の組織の在り方、今の予算の在り方、政策のつくり方では、本当に円滑にそういう事業ができるのでしょうかという、恐らくそういう考えの方が多いと思うんだ。これまでの今までの皆さん方の対応を見ていると、一つ課が違ったら、それはうちは関係ないよ……そうは言わないよ、関係ないよとは言わないけれども、いや、それは課が違いますからとか、やってくれないわけだよ。

そういう流れの中で、今回の幼稚園と保育園の在り方、こういったところについて、今課長さんがおっしゃるように、本当にそんなにうまくいくんですか。うまくいかない事例は市民センター、公民館でもありましたよねということなんですよ。だから、この辺については、どういうふうな形でおやりになるのがいいのか、検討されているのかどうかなんだ。

本当に、課長さん、そんなこと言ったって、現場はそんなもんじゃないよ。申し訳ないけれども。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの再度の御質問にお答えいたします。

確かにそういった御懸念はあるかと思えます。この案を作成する段階では、教育委員会としっかりと協議をして、教育委員会のほうでも問題はないという中で案を作成してございますが、確かにそういった、委員御指摘のような御懸念が万が一あるということは、そういった兆候があるとするれば、それはやはり併任発令など、さらなる対策を打って、その部分、現場としての指揮命令系統の部分で、きちんとその内容に対して次の対応を考えてまいりたいと思えます。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 今日出されたこの大きい資料をちょっと見てもらいたい。その中の赤字ね。この中に、こども部とあるわけ。こども政策課と幼児保育課、子育て支援課とあるんで、これ法律上、我々毎回聞きたくなるんだけれども、幼稚園は文部科学省、保育園は厚生労働省、そうすると、確かに理想的なんですよ。保育園と幼稚園とみんな一緒にやるんだと。けれども、法的根拠はどうなっているの。

要するに、こども政策課、子育て支援課というのは、これはどっちなの。これ一つ一つ、幼児保育課、これは厚生労働省でしょう。そうすると、法的に、これの予算を取ったりなんかするのは、どのように考え、実行していくの。それ、簡単に教えてもらいたいたいんだよね。これ非常に、担当者が、今まで教育委員会は文部科学省のほうへいつも予算要求をやっていた。けれども、保育園は厚生労働省ですから、厚生労働省のほうと連携を取っていた。そうすると、国もこのような体制になってきたから、大変いいことだと思っているんですが、所管はどっちが担当するのかということによって、大きな政策課題というのが出てくると思うんですよ。

だから、これをどのように予算要求して、こども部の予算をつくって、その中で分けなきゃならないんだから、簡単なようで難しいんですよ。だから、これをどのような運営方針でやられるのかということなんですよ。

だから、みんな市役所の職員ですから、国の予算、県の予算というのは1人で全部分かるんだという人がいると思うんですが、そういう人はどうなっちゃうの、これ。今の課長さんが全部できるという前提でやるの。一つのこども部ということになると、それぞれ予算の背景が違うんですが、そこら辺は何ら問題ないの。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

前回の特別委員会でも、やはり福島委員から御指摘がありました、いわゆる国のほうの所管についてですが、保育所につきましては厚生労働省、それから、認定こども園につきましては内閣府、それから、幼稚園については文部科学省といった所管になってございます。

学校教育法において、幼稚園と幼稚園型認定こども園については、やはり教育機関としての位置づけでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律におきまして、幼稚園は教育委員会が所管することと規定されております。幼稚園等の運営管理については、そういうことで法的な規定はあるんですが、その部分については、さらに地方自治法第180条の7、こちらに補助執行の規定がございまして、こちらは、普通地方公共団体の委員会または委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長と協議をして、普通地方公共団体の長の補助機関である職員をして補助執行させることができるという規定でございます。

ですから、この補助執行に関する規定を適用することによりまして、幼稚園及び幼稚園型認定こども園の管理運営につきましては、市長部局のほうで補助執行するという、具体的な事務を担うという、そういうこととでございます。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、管理運営は市長部局でやるということなの。そうすると、現実的な課題が、常に法的問題が起きるよね。そうすると、現場ではできないと、全部上に上げなさいと、こういう意味ですか。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

幼稚園あるいは幼稚園型認定こども園の管理運営については、保育所と同様に幼児保育課のほうで、あくまでも事務のほうは取り扱うということとでございます。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 簡単に具体的に話すと、例えば幼稚園なら幼稚園、保育園なら保育園で、ここに発達の遅れが見られる人とか、そういう場合は取扱いが違うだとか、それから、いろいろ障害があったと、そういう問題は、法的に全部関わってくるわけですよ。そうすると、こども部ができて大変いいことなただけけれども、そういう現場の対応というのは、法的に、これは厚生労働省だ、文部科学省だという場合も、全て市長部局に上げるということなの。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

ただいまのいわゆる現場での問題、そういったものが上がった場合には、今後、幼児保育課長のほうに情報を上げていただいて、幼児保育課のほうで対応していくということになります。

○安藏委員長 福島委員。

○福島委員 じゃ、委員長、後でいいんですが、法的に文部科学省の所管ですよと、厚生労働省の所管ですよというのを色分けした書類を下さい。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 私も本会議で、きっと質問したような気がするんですけども、水戸市が経営している保育園、あるいは幼稚園、これは、時期を見ながら民間に委託していくという答弁をもらったような気がするんですよ。ですから、こども部をつくることに対しての今後の考え方、それとこれとがどう関連するのか、私は何か矛盾しているような気がするんですよ。

将来は民間に委託していくと、こういう答弁があったような気がしているんですよ。間違っていたらごめんね。だから、今回こども部をつくって、ページ色け、そこに保育園とか、あるいは幼稚園とかが、管理運営をやっていくというような、今の時点での計画なんだろうと思うんだけど、要するに将来は、じゃこの辺はどういうふうにかけて——執行部の答弁があったような気がしたんだよ——その辺も考えて、これつくっているわけですか。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

いわゆる幼児施設の民間活力活用という部分についての検討というところであるかと思えます。

確かに、今後少子化が進む中で、やはり児童数も減っていく中で市の施設の必要性という部分の検討も行っていかなければいけません。あわせて、民間活力活用が可能であるということであれば、民間への譲渡あるいは民間委託といったことも手法として考えられるだろうということでのお話かと思っております。そういう部分についても、引き続き検討していくことが必要と考えております。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 今日は、行政組織の見直しということが委員会の議題なものですから、私のほうからは、この大きな一覧表の資料の①-1に、福祉部の中に生活福祉課がありまして、職員の定数は正職員62名とあるんですが、実は本庁舎の2階の南側へ行きますと、ワンフロアのほとんど半分以上に生活福祉課の方が座っているわけでありまして、この62名のほかに会計年度任用職員もおりますから、かなりの数の方がひとつの課に所属しているわけでありまして。

現在、このコロナ禍の中で、生活保護の相談あるいは認定が増えておりまして、ずっと大変な状況が続いているわけなんですけど、そういう中で、この間、不祥事が何回かありまして、職員の方も処分をされてきておりまして、その対策を既に取られているということは私も分かっているんですけども、ただ、今回の組織の見直しの中で、そういう状況で、かつて振り返りますと、福祉の関係では、福祉第1課、第2課があったり、清掃も第1課、第2課があったりということで、2つに分けるような形で——確かに組織というのは、簡素で効率的な組織にシなくちゃならないというのは分かるんですけども、本当に1人の課長が全てを見渡せて、適切に行政運営ができるのかどうかということについて、若干疑問があるものですから、その辺について検討されたかどうかをまずお尋ねしたいと思えます。

○安藏委員長 この件につきましては、この次に行政組織の見直しについて説明がありますから、まずはこ

ども部のほうから順に進めたいと思います。

じゃ、そういうことで進めます。

中庭委員。

○中庭委員 私の方からは、子どもの貧困が今かなり広がっていると。子どものうち7人に1人が貧困に陥っているということで、非常に大きな社会問題になっていて、政府も貧困対策の大綱だとか、いろいろつくっておりますけれども、今、生活福祉課の中では、やっぱり学習支援だとか、いろいろやっていますよね。そういうことも含めて、子どもの貧困対策はどの部署で、どういうところでやるのか、ちょっと答弁していただきたいと思っています。

○安蔵委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

いわゆる子どもの貧困という部分では、今回こども部の設置に当たりまして、子育て支援課という課を設けます。こちらは相談係と母子保健係、それからこども発達支援センターという相談機能を集約した課になりますが、こちらの相談係の部分は、今現在、子ども課の家庭児童相談の役割を担っているところでございますので、そうした御相談の部分から救っていくような形が、まず一つのルートかなと考えてございます。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうなると、相談係の中で貧困問題について対応していただくということなんですけれども、しかし、人数から見れば、係長が1名、係員が4名で対応していくというのは、かなり無理があると思うんですよね。今、子どもの貧困の問題は、いろんな施策がたくさんありますから。その点では、私はここについては、しっかり人数も配置して強化していただきたいということを意見として述べておきます。

○安蔵委員長 そのほかございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません、度々申し訳ない。

保健医療部の中に地域医療対策室というのが2名で組織されております。今、地域の医療を取り巻く環境というのは非常に厳しい。そして、まちのお医者さんも高齢化が進んでいる。また、新たなお医者さんが増えない。特に子どもに関する小児科、それから産婦人科、そういった方の開業がここ十数年ゼロと、こういうふうな状況にあるわけですけれども、この2名という体制が果たしてどうなのかという疑問があるんですが、これについては、そういったことも加味して人数の配置を行っていただいているのか。もしくは、そういった事業については別の場所で、保健医療部の中の別の場所でおやりになる予定があるのか、お聞かせいただきたい。

特に水戸の医療は、高齢の町医者に支えられ、そして、統廃合が進む基幹病院に守られている危機的な状況ではないかというふうに思っていますので、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○安蔵委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御質問のありました地域医療対策室を含めまして、全庁的な組織に対する定数の増の要望については、毎年度、各課からヒアリングを行いまして、定数のほうを最終的に確定していくところでございます。

現時点では、ヒアリングを経まして、こういった形になってございますが、当然ながら、各課あるいは各室といったところのニーズ、具体的な仕事の明確化の中で、具体的な事務量の増が必要だと認められる場合には、定数増を図りながら、施策のほうを充実させていきたいと考えてございます。

○安藏委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だから、地域医療を守るためには、これから様々な施策が必要ですよね。今、補助金を出しながら、医療に携わる生徒さんに援助している。そういった中でも、なかなか増えてこない状況があるわけですよ。まして、周産期医療が危機的な状況になっているわけですから、そういうふうな体制をいかに整えるかということが、僕は水戸の市民の健康を守るための喫緊の課題だと思う。

それはいろんな課題がありますよ。でも、僕はそう思っている。だから、そういうふうなポジションについては、例えばもう少し、数が増えればいいという問題ではありませんけれども、手厚い状況をつくっていただいて、そして何としても水戸の市民の健康を、水戸を守るんだと、こういうふうな姿勢を示していただくことが私は重要ではないかと。

したがって、そういう考え方からすると、恐らく室長さんが1名、係の人が1名かどうか分かりません。恐らくそういう配置になるんだと思うんですよ。それでは、この統廃合が進む医療機関と、それから周産期医療も、県が向こうへ行っちゃうとか、それからいろんな病院を、今、大井川知事が何だか、号令一下でいじったり何だりしている。そういう環境の中で、やっぱり水戸の医療を守れないと思うんですよ。

何とかここはお考えいただければというふうに思います。意見だけ申し上げます。

○安藏委員長 田中委員。

○田中委員 一つお聞きしたいと思います。

地域保健課と保健予防課——保健所のことなんですが、資料①-2、令和3年度で見ますと、保健所は110人、来年度、資料①-1ですと109人と、マイナス1人なんですね。地域保健課は29人から17人でマイナス12人、保健予防課は33人から44人でプラス11人と、トータルしてマイナス1人なんですけれども、前回、こども部の議論があった際に私が申し上げたのは、何といても今、保健所の体制を厚くするべきではないかということで、母子保健係でも保健師さんが恐らく多くいらっしゃるの、保健所にいたほうがいいのではないかという意見もちょっと申し上げたんですが、この関係をちょっと御説明いただきたいと思っております。

新年度の体制として、子育て支援課ができて、こども発達支援センターと母子保健係が一つの課になるのには積極的な意味もあると思いますが、障害福祉課とか総合教育研究所とか、ほかとの連携も、もちろんやっていく必要があるだろうと思うんです。ともかく今、このコロナの感染拡大で、いろんな課から応援をして保健所を回しているという実態が長期化していることを見れば、本来、保健所本体を厚くする体制を取るべきではないかというふうに思っているんですけれども、その点はどういうふうになるのか、御説明いただきたいと思います。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、地域保健課につきましては29名から17名ということで、12名の減となりますが、

こちらについては、そのままこども部のほうの子育て支援課の母子保健係、こちらが12名ということで、この数がそのまま丸々移行するということでございます。

確かに母子保健係につきましては、多数の保健師がいるということもでございます。やはり保健所の中の健康診断といった部分での連携もありますので、こちらにつきましては、母子保健係と、それから地域保健課の健康増進係、お互いに兼務発令をする形によって、互いに協力関係ができるようにという対応を取っているところでございます。

したがいまして、保健所全体としては、感染症対策の部分の保健予防課のほうでも増員をしているということがございますので、保健所自体の体制としては、減になっているということではないと考えております。

○安藏委員長 田中委員。

○田中委員 保健予防課の増のことなんですが、内訳を……

○安藏委員長 田中委員さん、先ほど飯田委員さんの質問にもありましたように、こども部の件を議論してもらってから、次に全体的な見直しのお話をしますので、そっちでいいですかね。いいですか。

土田委員。

○土田委員 すみません、こども部のほうで一つ聞きます。

障害福祉課から、こども発達支援センターがこども部に動いて、今までは、障害のある子どものことも大人のことも障害福祉課に相談できたわけですがけれども、ここで子どもの部分だけを切り離してしまったときに、フォローというか、子どもも大人になりますよね。その連携というか、あるいは障害福祉課に行ったときに、あなたはまだ子どもだからこども部というような、そういう区別ができちゃうのがすごく心配で、あと専門的な知識も必要でしょうから、子どもから大人まで障害福祉課が一体的にやっていたことが途絶えたり途切れたりするという心配はないのか、そこをお願いします。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、障害福祉課からこども部のほうへ移るのは、こども発達支援センターの部分でございまして、こちらについては、障害児というよりは発達の遅れが見られるということで、必ずしも障害児ではないという子どもたちの支援について、こども部のほうに移管するというところでございます。

確かに障害児のお子さんが子どもから大人になるということでは、一貫した体制が必要だということもありますので、そうした部分については、障害福祉課がやはり専門的なノウハウを持っていますので、引き続き障害福祉課のほうでしっかり対応するというところでございます。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

じゃ、そうすると、今までどおり、子どもは子どもでも、障害児は障害福祉課で一体的にできると、分かりました。

もう一点、さっき、田中委員の質問の関連でいうと、母子保健係がこども部になって本庁に来るとのことですね。今まで育児相談とか健診だとかで、保健所に行くということが市民の皆さんになじんでいるわけですね。しかし、場所が変わる。一般的な感覚でいうと、健診だとか相談だとか、そういったことは、

保健所に真っすぐ行ってもらったほうが効率もいいのではないかと思うんですけども、そんな中で、今までどおり連携しますみたいに言っていますけれども、場所が大分離れているので、どういった連携になるのか。ちょっと非効率ではないのかという疑問がありますが、そこはどうなのでしょう。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

いわゆる健診といった部分は、これまでどおり保健所を会場として実施しますので、そういった部分で、やはりこれまでの母子保健係の係員も連携をして対応するというところでございます。

また、育児相談についてですが、こちらにつきましては、これまで月3回程度、保健所で実施してきましたが、今後は会場を市役所本庁舎に移して、月3回程度実施していくということで、こちらは1回当たり、親子20組を対応しているところがございますので、こちらの部分には実質的な影響はないのかなと考えております。

○安藏委員長 土田委員。

○土田委員 そうしますと、母子保健係の方は、こっちとあっちを行ったり来たりしながら働くということ。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 必要に応じて、やはりそういった部分の移動は伴うかと思えます。

○安藏委員長 いろいろ御意見をいただきましたけれども、行政組織の見直しのほうへ移ってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、先ほど飯田委員から質問がありましたことにつきまして、答弁をお願いしたいと。

飯田委員、もう一回言ってもらえますか、すみません。

○飯田委員 生活福祉課は1人の課長の下に、正職員62名と会計年度任用職員22名で84人いるんですね。ですから、1人で見ている感じなんですけど、この間、コロナ禍によりまして、本当に生活保護の、生活が苦しい方が増えてきていますよね。相談も多いし、認定するための作業も多いし、そういう中で、過去に職員の不幸事が何度か起こりました。その対策を取っていることは私も分かっているんですけども、ただ意思疎通というか、そういうことがどこまでできているのかもありますし、また、会計年度任用職員がケースワーカーをやっているんですよ。そうしますと、正職員と比べてなかなか経験も少ないでしょうし、知識、判断力が十分にあっても、そこに権限的なものがないもんですから、非常に難しい面も多々あるんじゃないかと思えます。そういう中で、前は福祉でも第1課、第2課と分けまして、いろいろ仕事がスムーズにいくようになったこともあるんですけど、現在のところ、ここの部分についての検討がされたかどうかをまずお尋ねします。

○安藏委員長 分かりました。大変失礼しました。

令和4年度行政組織の見直し（案）につきまして説明をいただいてから……

熊田課長。

○熊田行政経営課長 それでは、特別委員会資料③を御覧願います。

令和4年度行政組織の見直し（案）につきまして、説明をさせていただきます。

まず、資料の表紙を返していただきまして、1ページをお願いいたします。

1の組織見直しの視点でございますが、令和4年度の組織の見直しに当たりましては、時代の変化等に即応した簡素で効率的な組織の編成を基本に、本市における行政課題の解決に向けて効果的な施策を推進するための体制を整備するとともに、事務事業の執行の効率性や機能性に配慮しながら、既存組織間の役割分担の見直しを行うこととしてございます。

2の組織数でございますが、令和4年度の組織見直しのうち、こども部関係につきましては、前回の本委員会に報告させていただきました。

参考資料として、令和3年12月24日の特別委員会資料を添付してございますので、こちらは後ほど御参照願います。

したがいまして、今回報告をさせていただきますのは、表の一番右端の見直し案の列のところでございます。組織の増減につきましては、係が1増、施設は4減でございます。

なお、前回の本委員会で、係の数を令和3年度255と報告してしまいましたが、集計の誤りでございまして、正しくは254でございました。謹んでおわび申し上げますとともに、訂正させていただきます。

それでは、順次、各部ごとの見直し内容を説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

3の組織案でございます。

まず、表の見方でございますが、一番左側の現行の列は、本年4月1日時点の組織体制を記載してございます。その右隣の改正の欄が、令和4年度の組織体制を示してございます。さらに、右側に改正内容と改正による効果等を記載してございます。

なお、網かけ部分は今回の変更箇所を表してございます。

まず、市長公室でございます。

デジタル・トランスフォーメーションの推進と地域のデジタル化の推進によりまして、情報政策課をデジタルイノベーション課に、情報化係をデジタル企画係に改めるとともに、新たにデジタルまちづくり係を設置するものでございます。

なお、改正後の職員数は、デジタル企画係が3人、デジタルまちづくり係が課長補佐兼係長を含めて2人、デジタルイノベーション課全体では13人を予定してございます。

続きまして、こども部でございます。

水戸市立幼稚園の再編方針に基づく保育ニーズを捉えた再編によりまして、浜田幼稚園及び常磐幼稚園が幼稚園型認定こども園に移行し、城東幼稚園、千波幼稚園、梅が丘幼稚園及び妻里幼稚園が廃止となることから幼稚園の数が13から7に、幼稚園型認定こども園の数が1から3になるものでございます。

なお、改正後の職員数は、幼稚園が24人、幼稚園型認定こども園が12人を予定しており、幼児保育課と幼稚園、それから幼稚園型認定こども園をあわせた職員数は169人を予定してございます。

3ページをお願いいたします。

保健医療部でございます。

医事薬事事務の執行体制の円滑化のため、保健総務課医事薬事室に医事薬事係を設置するものでございま

す。

なお、改正後の職員数は、医事薬事係が6人、保健総務課全体では18人を予定してございます。

続きまして、都市計画部でございます。

市街地整備事業の事務量の減によりまして、計画係と整備係を統合し、整備係とするものでございます。

なお、改正後の職員数は、整備係が6人、市街地整備課全体では16人を予定してございます。

参考資料として、組織見直しに伴う各課の事務分掌をまとめた特別委員会資料④の令和4年度行政組織の見直し（案）の事務分掌新旧対照表を添付してございます。

また、先ほど御説明いたしました資料①-1、令和4年度水戸市行政組織図（案）におきまして、関係する箇所を青い字で記載しておりますので、こちらは後ほど御参照願います。

なお、こども部関連につきましては、4月からの事業の実施に向けて、関係条例の議案を令和4年第1回の市議会定例会に提出してまいります。

令和4年度行政組織の見直しに係る資料の説明は以上でございます。

○安藏委員長 それでは、先ほど質問がありました件につきまして、熊田課長。

○熊田行政経営課長 先ほどの飯田委員の御質問の生活福祉課の件でございますが、こちらは不祥事があったことへの対応につきましては、その後、副参事2名を配置することによって、職員の管理体制を強めるということで改善を図ってございます。この後は、現場からは、特に問題があるという話は聞いておりません。

また、会計年度任用職員のケースワーカーとしての活用という部分でございますが、まず国の基準によりまして、80世帯に1名のケースワーカーの配置という基準がございますので、こちらについては職員の配置をしておるところでございます。

加えて、会計年度任用職員を活用している部分につきましては、いわゆる高齢者世帯の部分については、お宅に伺っての安否確認というか、そういった形式的な部分については職員の負担を軽減するということで、会計年度任用職員の活用もしているというところがございますので、国の基準を超えた部分での会計年度任用職員の活用ということで、職員の負担を軽減しているところがございます。

○安藏委員長 飯田委員。

○飯田委員 ちょっと出鼻をくじかれてしまったんですが、不祥事があったことにつきましての対策は立てているということで分かってはいるんですけども、ただ、宇都宮市などを見ましても、やはり福祉課、ちょっと名前は違いますけれども、1課と2課に分けてやっているところもあって、現場のほうで、果たして本当にそれで大丈夫なのかということが懸念されたものですから質問したわけでありまして。これからもちょっと、いろいろ推移を見て対応していただければと思います。

以上です。

○安藏委員長 次に、田中委員から質問がありました保健所関連についての答弁を。

田中委員、もう一回……。

○田中委員 そうですね、保健予防課が33人から44人になるんですけども、今、各課から応援体制、今も取られているのかどうなのか、その実態と見合う増員なのかということを知りたいんです。感染症対策係が5名増、新型コロナワクチン事業室が5名増というふうになっていると思うんですが、これを取れば応

援体制は取らなくていいという、単純にそうも言えないかもしれません。感染の状況にもよるかもしれませんが、また増やすという場合には、やはり保健師さんとかがそれだけいるのかどうかということもあると思うんですけども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、保健予防課において、正職員でいますと11名増ということでございますけれども、こちらについては、昨年のデルタ株、第5波でのピーク時の対応のときに、全庁を挙げて応援を求めたわけですが、この際の、いわゆるピーク時でも対応ができるようにということで、保健所と協議をいたしまして、この正職員11名、加えて、会計年度任用職員で補助的な事務を行う方もいますので、そういった部分での体制を整えることによって、いわゆるデルタ株のピーク時については、全庁でも応援は必要ないといった体制を整えたところでございます。

ただ、今回のオミクロン株のような極端な場合には、これはピーク時、期間限定ということになりますが、全庁的に応援をお願いせざるを得ない場合も、やはり感染の状況によってはあるかと思えます。

○安藏委員長 田中委員。

○田中委員 オミクロン株はすごく、濃厚接触者の範囲も家族に限定するとか、要するに調査自体を制限している状況があると思うんですね。それで、果たして今後どう推移するかは分かりませんが、しかし、今現実起きていますので、それに対応した体制は当然、役所としては取っておくべきなんじゃないかなというふうに思うんですけども、応援体制ということは、応援に行かれた部署は減るわけですので、残った方の負担で仕事を回すというのになっちゃいますよね。だから、今の現状にあわせた体制を考えるべきなんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かにそういうお考えもあるんですが、実際に具体的な必要人数というのを保健所と協議したときに、なかなか難しいのは、やはり感染状況というのは波がございまして。波が高いときには、確かに必要人数が非常に多いんですが、波が低いときがずっと続いてしまうと、逆に言うと人余りが出てしまうということで、そうすると、逆に人の扱いを持って余ってしまうという話もあります。その辺のバランスが非常に難しいということもございまして、今回については、デルタ株のピーク時という部分を一つの目安ということで、職員の増員を図ったということでございます。

今回のオミクロン株のような極めて急激な増加といった部分の対応については、やはり全庁的な協力を仰がなければいけない、そういったケースもやはり、やむを得ずあるかと思えます。

○安藏委員長 それでは、令和4年度の行政組織の見直し（案）については、これから質疑しますので、質疑のある方はどうぞ発言願います。

小泉委員。

○小泉委員 市長公室の中の情報政策課が、今後デジタルイノベーション課に移るということで、その点についてちょっとお伺いさせていただきたいと思えます。

昨年また一昨年の本会議で、私も質問させていただいたところで、これからDX化という部分は非常に重要な行政課題でありますし、また社会課題解決のためにも重要な手法だと思いますので、そういう点でお伺いしますが、今回の課の創設に当たって、外部から任用するような考えというのはあるのか。多分ないんだと思うんですが、ないのであれば、それを検討したのかというところを、まずお伺いさせていただいてよろしいですか。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

外部からの任用という可能性はなかったのかということでございますが、こちらについては、やはり職員定数の検討の中でも、担当の情報政策課も含めて検討いただいたところでございます。

来年度の体制については、外部の人材については必要ないということでの話を伺いましたが、ただ、将来的な部分、中長期的な部分では、やはり外部人材の活用も一つの選択肢であろうということがありますので、そうした部分の可能性についても引き続き検討してまいりたいと考えてございます。

○安藏委員長 小泉委員。

○小泉委員 水戸市にとりましては、やはり次年度がDX元年というような位置づけになってくるんだと思いますので、そういったときには、やっぱり短期的ビジョンよりは中長期の部分が必要になってくると思いますし、プロパーの方だけでなかなか対応しにくいというか、やっぱり全庁的に、いろいろDXのエンジンを回していかなくちやならないと思います。そういったときには、やっぱりきちんと横串を刺すような形で、全庁横断でDX化を図っていくのかと。ただ、その優先順位をつけてというのもあると思いますし、やっぱりシステム関係の話にもなってくると思いますので、いろんな業者さんの売り込みもこれから、今もあると思いますけれども、そういったことも含めて、ある程度専門性に長けた方というのが必要なのかなと。

他市の事例でいうと、福岡市はある程度のサラリーを用意して外部の人間を採用していくということもやっていますし、他の自治体でもそういうことも結構多くあるようなので、今後ぜひ目的達成のために検討していただきたいと思います。

以上、要望です。

○安藏委員長 その他ございましたら、どうぞ発言を。

鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、今回、情報政策課からデジタルイノベーション課に変わりますが、その中の効果の中に、地域のデジタル化を推進することができるというふうに書かれてありますけれども、ちょっと詳しく、少し内容が見えないので。今スマホ教室とか、高齢者向けの教室をやっている中で、あっという間に埋まって、求めている方がすごく多かったという話も聞いているんですけども、地域のデジタル化の推進というのを、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

デジタルイノベーション課におきましては、いわゆるデジタル関連施策というものを今後推進していくためのメニューの具体化ということを進めていくこととなりますが、地域といった部分では、今委員がおっし

やったように、いわゆるデジタルディバイド対策ですね。情報弱者といった部分については、高齢者のスマホ講座など、まさに今そういった部分を進めています。それから、地域の方の相談窓口といった部分が一つ、メニューとして考えられるところでございます。

また、まちのデジタル化といったところでは、今、あくまでもメニューとしてですので、これも具体化についてはこれからということになりますけれども、地域の中での活用相談窓口、あるいは事業者とIT企業とのマッチング、あるいはワークショップとかデジタル人材の育成研修会の実施、こういったものを一つのメニューの候補として考えてございますので、こういった部分を具体的に、このデジタルイノベーション課で検討していくということでございます。

○安藏委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 分かりました。

本当に、若い方はどんどんついていけるんですけども、やはり高齢者、50代、60代以上の方というのは、なかなかついていけない部分があるかと思えます。そこはやはり、どんどんデジタル化だけが進んで、本当についていくのが大変という現状も結構聞いておりますので、そこは丁寧にやっていただきたいと思えます。

以上です。

○安藏委員長 そのほかございましたら、どうぞ。

松本委員。

○松本委員 資料④の市街地整備課の中に計画係というのがあるんですけども、改正ではこれが削除されているんですよね。都市計画部の中の市街地整備課というのは、道路関係とかだと思んですけども、これはそうすると、事業を縮小していくということなんでしょうか。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市街地整備課の係の統合でございますが、計画係と整備係で、工事とか委託などの対応を行っているところでございますが、こちらの本数が来年度大幅に減少するというのを踏まえまして、計画係と整備係を統合して、一つの係で今までの係の内容を行うということでございます。ただ、こちらについては、当然事業、工事とか、そういった部分の本数が増えれば、また改めて見直しをしていくということも考えてはございます。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 そうしたら、計画というのは何課がやるの。計画係がなくなるわけだよね。これを見ると、削除になるわけでしょう。計画というのはどの課がやるの。

○安藏委員長 熊田課長。

○熊田行政経営課長 現行の計画係の事務分掌で、中心市街地の道路及び橋りょうの事業計画ということを書いてございますが、こちらについては、令和4年度の整備係のほうを見ていただきますと、中心市街地の道路及び橋りょうの事業計画、用地取得、用地借受けということで、これまでの計画係の内容を整備係に盛り込んだ内容としますので、整備係のほうで全て引き継いでまいります。

○安藏委員長 そのほかございましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、長時間にわたりまして御苦労さまでした。

以上をもちまして、本日の特別委員会を散会します。

午後 3時15分 散会